

職業紹介料の返金制度に関する事項

株式会社三徳は、求人募集企業が雇用契約を締結した当該求職者が、入社日（試用期間が存する場合にはその期間開始日。）から3ヶ月以内に、自己都合により退職した場合又は懲戒解雇された場合（懲戒解雇事由について行政官庁の認定がされた場合を指す。）には、求人募集企業から受領した職業紹介料金を雇用期間に応じて以下のとおり返還するものとする。但し、自己都合退職勧奨等に基づく場合は、この限りでない。

- (1) 入社日から1週間以内に退職した場合・・・

職業紹介料金の80%

- (2) 入社日から1ヶ月以内に退職した場合・・・

職業紹介料の50%

- (3) 入社日から3ヶ月以内に退職した場合・・・

職業紹介料の20%

2、以下の場合においては、前項の返還規定は適用されない。

職業紹介個別契約書第2条により算出された職業紹介料金が、
10万円（税別）以下だった場合。